

福島県復興計画評価・検討委員会設置要綱

1 趣旨

東北地方太平洋沖地震と津波、そして原子力災害による甚大な被害からの復旧・復興を図るため、本県は、平成23年8月11日に福島県復興ビジョンを決定するとともに、その具体化として同年12月28日に福島県復興計画（第1次）を策定したところである。

今後、原子力発電所事故の収束状況及び避難した県民の帰還の進展等現況の変化に対応するため、復興計画の見直しとともに、当該計画の進行管理等を行う必要があることから、有識者や関係団体等からの幅広い意見や提言の反映を目的とする福島県復興計画評価・検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構成等

(1) 委員会は、委員15人以内で組織する。

(2) 委員会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時に、特別委員を置くことができる。

(3) 委員は、学識経験を有する者、市町村長その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(4) 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(5) 委員は、再任されることができる。

(6) 特別委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(7) 特別委員は、当該特別の事項の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(8) 委員会の会長は知事が指名し、会務を総理する。

(9) 委員会に会長代行を置き、会長がこれを指名する。

3 分科会

(1) 委員会には、必要に応じて分科会を置く。

(2) 分科会に座長を置き、座長は会長が指名する。

(3) 知事は、必要があるときは特別委員を指名し、分科会に出席させることができる。

(4) 分科会に属する委員及び特別委員は、会長が指名する。

4 会議

(1) 委員会及び分科会は過半数以上の委員（特別委員を含む。）の出席がなければ、開催することができない。

(2) 議事は、原則として出席委員の過半数によって決するものとする。

5 庶務

委員会の庶務は、企画調整部復興・総合計画課において行う。

6 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

7 期間

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

福島県復興計画評価・検討委員会名簿

氏 名		役 職 名	団体 推薦	備考
会長	鈴木 浩	国立大学法人福島大学名誉教授		元福島県復興計画 検討委員会会長
委員	石 森 亮	前株式会社日本政策投資銀行常務執行役員		元福島県復興計画 検討委員会委員
委員	川 上 雅 則	福島県農業協同組合中央会参事	○	元福島県復興計画 検討委員会委員
委員	佐 藤 正 博	福島県町村会長（西郷村長）		元福島県復興計画 検討委員会委員
委員	田 中 俊 一	N P O 法人放射線安全フォーラム副理事長		元福島県復興計画 検討委員会委員
委員	中 村 美 紀	山形避難者母の会代表		
委員	蜂須賀 禮 子	大熊町商工会長		
委員	樋 口 利 行	社団法人相馬郡医師会長		
委員	樋 口 葉 子	ふくしま子育て支援ネットワーク代表世話人		
委員	桧 沢 久 子	福島県女将の会副会長		
委員	本 田 政 博	福島県商工会議所連合会事務局長	○	元福島県復興計画 検討委員会委員